

各報道機関 様

発表日	令和元年6月28日
発信課	水道局上下水道部総務課総務係
担当者	今野
連絡先	電 話 24-3160
	FAX 25-9500
	E-mail

分 類	その他
日 程	— 月 — 日 ~ — 月 — 日
発表項目 (行事名)	職員の懲戒処分について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	本日付け水道局職員の懲戒処分について(別紙のとおり)
添付資料	有
報道(取材)に 当たっての願 い	
備 考	

職員の懲戒処分について

令和元年6月28日

旭川市水道局

本日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

被処分者は、平成30年10月21日午後、札幌市内のホテルにおいて、児童（当時14歳）に現金を渡した上でわいせつな行為をし、令和元年5月28日に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反により逮捕され、札幌簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたもの。

2 被処分者

技術職員

3 処分の内容

停職12月